

□■養成所ニュースプラス第 18 号 2024□■

16 日は「敬老の日」でした。国民の祝日に関する法律で第 3 月曜日は、「老人を敬愛し、長寿を祝う」と定められています。一方、老人福祉法では、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」ため、9 月 15 日を「老人の日」、9 月 15 日から 21 日までを「老人週間」と定めています。皆さんの周囲でも様々な「お祝い」やイベントがあったことと思います。

Plus Quiz は「権利擁護と成年後見制度」（現、権利擁護を支える法制度）から「成年後見制度の補助」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 35 回問題 80】成年後見制度の補助に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 補助は、保佐よりも判断能力の不十分さが著しい者を対象としている。
2. 補助開始の審判をするには、本人の申立て又は本人の同意がなければならない。
3. 補助人の事務を監督する補助監督人という制度は設けられていない。
4. 補助開始の審判は、市町村長が申し立てることはできない。
5. 補助人に対し、被補助人の財産に関する不特定の法律行為についての代理権を付与することができる。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(35 期生) 該当者に対して修了見込証明書類一式をレターパックライトにて発送いたしました。

修了見込証明書は国家試験の受験申込に必要な重要書類となりますので、届かない場合は当養成所までご連絡ください。

- ・(35 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

- ・(35-36 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

※本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、10 月末日付けで、支給申請書類一式を発送いたします。

お手元への到着は 11 月上旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。

- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1362117&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目（午前・午後の内訳）が公開されました。

- ・第 37 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1362118&c=3246&d=99c7>

※上記 URL にアクセスし「3 申し込み手続き方法」を確認してください。

- ・第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1362119&c=3246&d=99c7>

- ・第 37 回社会福祉士国家試験の受験申込受付が始まりました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1362120&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1362121&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

■Plus Info・・・・・・・・

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1362122&c=3246&d=99c7>

■Back Number・・・・・・・・

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1362123&c=3246&d=99c7>

■Plus Column・・・・・・・・

【受験対策ミニ講座第12号／苦手な科目の対応】

1回目の模擬試験、もしくは模擬問題等の結果はいかがでしたか。苦手意識があったのに、すんなり点が取れた科目もあったかもしれません。合格基準変更により1科目0点で不合格になることは無くなりましたが、苦手な科目を減らすに越したことはありません。

それでは、どのように対応したらよいのでしょうか。ある調査では、一度苦手意識をもった科目でも、問題を解ける実感を持てたり、科目の面白さに気づくと「得意」と感じるようになることがあるそうです。

問題を解けるようになるには、理解した知識をアウトプットできるようにしないといけません。例年、受験後のアンケートで、「相談援助の理論と方法」（現、ソーシャルワークの理論と方法）が難しかったと回答した方が少数なのは、知識を日頃の仕事で何回もアウトプットとしているからだと考えられます。仕事や社会の動きに繰り返し知識を繋げたり、同僚や家族に説明するのも良い方法と言われています。

「目の前の利用者さんしか見えていなかった」というスクーリングの感想は印象的でした。高齢期を迎える利用者さんの将来を考えるのに、高齢者福祉、保健医療のみならず、医学や心理学、権利擁護や社会保障、そして地域福祉も関係があることが分かったといいます。社会福祉士の受験勉強は範囲が広いと言われますが、すべてが繋がっているという面白さも感じられるのではないのでしょうか。

勉強量と成績の関係は、「べき乗の効果」があるそうです。同じ学習量を継続した時、その成果の数値が始めの成果に対して2のx乗になっていくというものです。勉強量が1は2の1乗、5倍しても2の5乗の32にしかありません。

「頑張っているのになんで成績が上がらないのだろう。」などとあきらめていませんか。勉強量が6倍になれば、2の6乗の64、10倍になれば2の10乗1,024もの成果になります。忍耐強く辛抱しながら勉強を続けていくことで、苦手が得意に変わるかもしれません。

何人かの先輩が、「過去問3年分を何回も繰り返すうちに、知識の回路が繋がって突然アウトプットできるようになった」と話してくれました。まさしく霧が晴れた感じです。皆さんもその青空と一緒に見ませんか。今回は、得意な科目への対応についてお伝えします。

【Plus Quiz・・・・・・・・正答と解説】

「権利擁護と成年後見制度」では憲法、民法、行政法から権利擁護に関する問題、成年後見制度では成年後見の概要や成年後見制度の最近の動向、加えて日常生活自立支援事業の概要に関する問題が多く出題されてきました。

成年後見制度は皆さんにとっても身近なものだと思います。最高裁判所「令和5年成年後見事件の概況」をみると、成年後見制度の利用者数はおよそ25万人で、成年後見が圧倒的に多く7割を超え、順に補佐、補助、任意後見となります。これらの後見類型に伴う権限については整理が必要です。テキスト203ページの表6-4を確認してください。代理権と同意権の意味についても理解しておきましょう。

この科目では、新たに新出題基準に加わった「権利擁護の意義と支える仕組み」の一部や「意思決定支援ガイドライン」を含む「権利擁護活動で直面しうる法的諸問題」は、他の科目も含め出題されてきましたので過去問にあたることでカバーが可能です。「法の基礎」については、テキストの第2章が対応しています。赤太字を確認しておきましょう。

1. ×民法では補助の対象を「事理を弁識する能力が不十分である者」と定め、補佐よりも本人の判断能力の低下が軽い者を対象にしています。
2. ○4 親等の親族や市町村長等本人以外の者の請求で補助開始の審判をするには、本人の同意がなければなりません。
3. ×家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被補助人、その親族もしくは補助人の請求により又は職権で、補助監督人を選任することができます。
4. ×市町村長は補助開始の審判の申立てができます。老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律のそれぞれに規定されています。
5. ×補助人に付与できる代理権は、被補助人の財産に関する、預貯金管理や介護契約等特定の法律行為の代理権です。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus